

2長社7821号
令和3年1月23日

各介護保険事業者 管理者 様
(訪問系サービスを除く)

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

高齢者施設等におけるクラスター感染防止対策の徹底について(依頼)

高齢者施設の皆様におかれましては、感染症対策の徹底を図りながら、介護サービスの継続にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、昨年末から、県内において、高齢者施設等で利用者や職員の新型コロナウイルスの感染が多発しており、クラスター感染となっている事案も多く発生しております。

本年1月には、一人の利用者が複数のサービス事業所を利用した際に感染が拡大することから、県内の居宅介護支援事業所あて可能な限り利用事業所の数を最小限にさせていただきようお願いしたところです。

各施設において様々な対策を講じていただいているとは思いますが、これまで感染者が発生した施設の事例から感染対策のポイントを別添「高齢者施設等におけるクラスター感染防止について」にまとめましたので、改めて確認していただき、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

担当	長崎県福祉保健部長寿社会課 施設・介護サービス班
TEL	095-895-2436
FAX	095-895-2576

別添

高齢者施設等におけるクラスター感染防止について

1. 利用者への対応

(感染経路など)

- ・ 県内の高齢者施設で発生した感染事例のうち、4割は「利用者」からの感染です。
- ・ 感染者が発生した施設において、感染が疑われる症状の人を個室管理する等の適切な対応をとって、感染拡大を防いだ事例がある一方で、発生後も通常どおりの食事を継続し、感染が拡大した事例がありました。
- ・ また、利用者が複数のサービス事業所を利用し感染が拡大した事例がありました。

(感染防止策のポイント)

- ・ 入所施設は、新規入所者に対するPCR検査について、県の助成事業なども活用し、積極的に実施する。(長崎県長寿社会課ホームページ「長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金」参照)
- ・ 通所施設などの在宅サービスは、一人の利用者の利用事業者の数を可能な限り最小限にする。
- ・ 利用者間での感染拡大防止のため、利用者のマスク着用(鼻が出ないなど正しい着用)を促すこととし、認知症などで常時着用が難しい利用者も、ケアする時など、職員と接する機会に着用を促す。
- ・ 食事の機会に感染が拡大する可能性があることから、できるだけ個食とするか利用者が食事をする際は、距離を空けたり、向かい合わないよう斜めに座っていただくなどの工夫をするとともに、アクリルボード等を活用する。
- ・ 食事以外でも利用者が複数でデイルームなどにいる場合は、適切な距離をとるとともに換気を行う。

2. 職員の対応

(感染経路など)

- ・ 県内の高齢者施設で発生した感染事例のうち、6割は「職員」からの感染です。
- ・ なお、体調不良や感染が疑われる症状の職員が速やかに医療機関を受診し検査を受け、感染拡大を防いだ事例がある一方で、他県の事例では、有症状のまま勤務を継続し、感染が拡大した事例がありました。

(感染防止策のポイント)

- ・ マスクについては、毎日交換し、可能な限り「不織布マスク」を着用(鼻が出ないなど正しい着用)する。
- ・ 場面が変わる際(食事休憩や更衣室など)に、接触の機会が多くなるので、その都度、手指消毒やマスクの着用など徹底する。
- ・ 複数のサービスの職員が共同で使う職員休憩室や更衣室は、サービス別に空間を分けるなど、できるだけ別サービスの職員の接触がないよう工夫する。

- ・職員と利用者間、職員間の会話をする際は、マスクを外しての会話はせず、大声を避け、顔を近づけすぎないようにして、可能な限り短時間の会話に努める。
 - ・接触感染が増えるため、利用者及び職員が手を触れる場所・物については、定期的に消毒をおこなう。
 - ・ガウンの使いまわしをしない、同じグローブで複数の対象者にケアを行わない、ガウン・グローブ使用時に、ユニフォームのポケットなどに入っている電話・携帯用のアルコールなどを使用しない。
 - ・感染リスクのある行動をできるだけ控えるとともに、「N-CHAT」の活用等による健康管理に留意し、発熱がなくても体調に不安がある場合は、勤務を控え、速やかにかかりつけの医師又は受診・相談センター（0120-409-745）に電話で相談をする。
- ※マスクや消毒液等の購入については、県の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業）」も積極的に活用ください。（補助金の申請期限は、令和3年2月28日までとなります）